

第92回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時

開催場所

大阪市住之江区平林南二丁目10番60号
当社本社ビル

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に
関する対応策（買収への対応方
針）更新の件

書面又はインターネットによる議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

目次

第92回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	39
連結計算書類	59
計算書類	61
監査報告	63

※ご出席の皆さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 7822
2026年6月8日

株 主 各 位

大阪市住之江区平林南二丁目10番60号
永大産業株式会社
代表取締役社長 枝園 統 博

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁及び4頁のご案内に従って、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会資料に係る情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

＜当社のウェブサイト＞

<https://www.eidai.com/ir/general-meeting-of-shareholders.html>



＜東京証券取引所（東証）のウェブサイト＞

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



＜その他のウェブサイト＞

<https://d.sokai.jp/7822/teiji/>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスの場合は、「銘柄名（会社名）」に「永大産業」又は「コード」に「7822」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択して、ご覧ください。）

1 日 時	2026年6月26日（金曜日）午前10時
2 場 所	大阪市住之江区平林南二丁目10番60号 当社本社ビル （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第92期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会 の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第92期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への 対応方針）更新の件
4 議決権行使についてのご案内	・ インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 ・ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎本年の株主総会につきましては、株主様からの書面交付請求の有無にかかわらず、昨年と同様、株主総会資料を書面にてお届けいたしますが、当該株主総会資料は、法令及び当社定款の規定に基づき、以下の書類につきましては記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は以下の書類を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎電子提供措置事項を修正する必要がある場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。

◎当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 株

××××年×月××日

議案番号	議案名	賛否
1.		
2.		

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

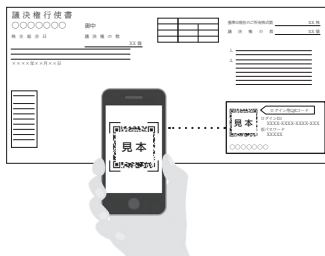
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当政策を経営の最重要課題のひとつと認識しており、安定的な配当の維持継続を念頭に置きながら、財務状況及び連結業績等を勘案して、適切な配当金額を決定しております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

また、繰越利益剰余金の欠損を補填し、今後の経営環境の変化に対応した株主還元、機動的な資本政策を可能とするため、別途積立金の一部を取り崩したく存じます。

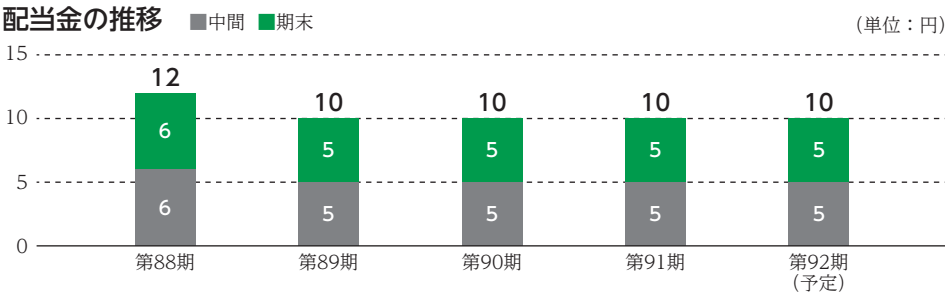
1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社株式1株につき金5円 配当総額は220,976,910円 なお、中間配当金においても同様に1株につき金5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金10円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月29日

2. 剰余金の処分にに関する事項

減少する剰余金の項目及びその額	別途積立金 5,000,000,000円
増加する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金 5,000,000,000円

<ご参考>



第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、社外取締役3名を含む取締役10名の選任をお願いするものであります。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				現在の当社における地位	
1	し 枝	えん 園	のぶ 統	ひろ 博	代表取締役執行役員社長	再任
2	いし 石	い 井	なお 直	き 樹	取締役常務執行役員	再任
3	た 田	べ 部	ただ 忠	みつ 光	取締役常務執行役員	再任
4	こ 小	じま 島	たか 孝	ひろ 弘	取締役常務執行役員	再任
5	にし 西	おか 岡	ひで 秀	あき 晃	取締役上席執行役員	再任
6	ふじ 藤	もと 本	はち 八	ろう 郎	取締役執行役員	再任
7	なが 長	とも 友	しょう 庄	いちろう 一郎	取締役執行役員	再任
8	ふじ 藤	い 井	よし 義	ひさ 久	取締役	再任 社外 独立
9	おか 岡	の 野	こう 紘	じ 司	取締役	再任 社外 独立
10	かす 粕	い 井		たかし 隆	取締役	再任 社外 独立

- 再任・・・再任役員候補者
- 社外・・・社外役員候補者
- 独立・・・(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号

1

し えん
枝 園

のぶ ひろ
統 博

(1962年3月1日生)

所有する当社の株式数 …………… 137,800株

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年3月 当社入社
2004年4月 当社営業本部東京特販営業部長
2009年4月 当社事業本部建材事業部長兼資材部長
2010年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長
2011年4月 当社上席執行役員事業本部建材事業部長
2011年6月 当社取締役上席執行役員事業本部建材事業部長
2012年4月 当社取締役上席執行役員営業本部副本部長
2012年6月 当社取締役上席執行役員営業本部長
2015年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長
2015年10月 当社取締役常務執行役員事業本部長
2016年4月 当社取締役常務執行役員総合企画本部長
2017年6月 当社取締役専務執行役員総合企画本部長
2019年4月 当社代表取締役執行役員社長（現任）

取締役候補者とした理由

営業部門や建材分野での業務や経営に携わり、製販両面での豊富な経験と経営実績を有しております。2019年4月から代表取締役執行役員社長として、当社グループの経営を担っており、事業全般に関する高い知見とリーダーシップをもって、当社グループの企業価値向上に努めております。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役としての責務・役割を果たすことができる

と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

いし い
石 井

なお き
直 樹

(1964年9月13日生)

所有する当社の株式数 …………… 66,200株

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年3月 当社入社
2009年4月 当社営業本部東京特販営業部長
2012年4月 当社事業本部建材事業部長
2013年6月 当社執行役員事業本部建材事業部長
2014年6月 当社取締役執行役員事業本部建材事業部長
2015年10月 当社取締役執行役員事業本部副本部長兼建材事業部長
2016年4月 当社取締役執行役員事業本部長
2016年6月 当社取締役上席執行役員事業本部長
2017年6月 当社取締役常務執行役員事業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

営業部門と建材分野での業務や経営に携わり、製販両面での高い知見と豊富な経験を有しております。特に、生産体制の再構築によるコストダウンや新製品開発をリードしてきました。2016年4月に事業本部長に就任後は、当社グループの製造部門を統括し、事業成長の推進に努めております。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役としての責務・役割を果たすことができる

と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

た べ た だ み つ
田 部 忠 光 (1964年 4 月25日生)

所有する当社の株式数 …………… 67,500株

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 3 月 当社入社
2009年 4 月 当社事業本部内装システム事業部長
2013年 6 月 当社執行役員事業本部内装システム事業部長
2014年 6 月 当社取締役執行役員事業本部内装システム事業部長
2015年10月 当社取締役執行役員営業本部長
2016年 6 月 当社取締役上席執行役員営業本部長
2017年 6 月 当社取締役常務執行役員営業本部長
2020年 4 月 当社取締役常務執行役員 永大小名浜(株)代表取締役社長兼関東住設産業(株)代表取締役社長
2021年 4 月 当社取締役常務執行役員 永大小名浜(株)代表取締役社長、関東住設産業(株)担当
2026年 4 月 当社取締役常務執行役員 永大小名浜(株)代表取締役社長兼関東住設産業(株)代表取締役会長
(現任)

取締役候補者とした理由

営業部門と内装システム分野での業務や経営に携わり、製販両面での高い知見と豊富な経験を有しております。特に、高齢者向けの新製品開発を手がけ、成長戦略を牽引しました。2015年10月に営業本部長として営業部門を統括し、2020年4月からは連結子会社である永大小名浜(株)及び関東住設産業(株)を担当し、グループ会社の経営と事業強化に努めております。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

こ じ ま た か ひ ろ
小 島 孝 弘 (1966年 1 月25日生)

所有する当社の株式数 …………… 58,700株

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 3 月 当社入社
2009年 7 月 当社営業本部東京営業部長
2013年 4 月 当社営業本部副本部長兼東京営業部長
2013年 6 月 当社執行役員営業本部副本部長兼東京営業部長
2014年 4 月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長
2015年 6 月 当社取締役執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長
2015年10月 当社取締役執行役員事業本部内装システム事業部長
2017年 4 月 当社取締役執行役員事業本部海外事業部長
2020年 4 月 当社取締役上席執行役員営業本部長
2026年 4 月 当社取締役常務執行役員営業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

営業部門での豊富な経験と実績を有しており、顧客ニーズに適応した販売戦略によって事業拡大を牽引してきました。2015年に内装システム事業部長として製造部門に従事し、2017年4月からは海外事業部長として海外子会社の経営に携わり、2020年4月から営業本部長として営業部門を統括して事業拡大に努めております。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

招 集
こ 通 知

株 主
総 会
参 考
書 類

事 業
報 告

連 結
計 算
書 類

計 算
書 類

監 査
報 告

候補者番号

5

にし おか ひで あき
西岡 秀晃 (1962年4月17日生)

所有する当社の株式数 …………… 37,200株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 (株)大和銀行（現(株)りそな銀行）入行
2011年5月 同行北浜支店長
2013年4月 同行HDオペレーション改革部（大阪）部長
2015年10月 当社総務部長
2019年4月 当社執行役員総務部長
2020年6月 当社取締役執行役員総務部長
2026年4月 当社取締役上席執行役員コーポレート本部長兼同本部総務部長（現任）

取締役候補者とした理由

管理全般に関する多様な経験と幅広い知見を有しており、2020年6月に取締役に就任し、当社グループの事業拡大と企業価値向上に努めております。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

ふじ もと はち ろう
藤本 八郎 (1964年10月19日生)

所有する当社の株式数 …………… 61,000株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年3月 当社入社
2009年4月 当社事業本部総合研究所長
2013年6月 当社執行役員事業本部総合研究所長
2017年4月 当社執行役員永大小名浜(株)取締役副社長
2018年4月 当社執行役員永大小名浜(株)代表取締役社長
2020年4月 当社執行役員事業本部海外事業部長
2020年6月 当社取締役執行役員事業本部海外事業部長
2023年4月 当社取締役執行役員品質管理部長
2024年4月 当社取締役執行役員 ENボード(株)代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

木質加工技術の研究において高い知見と豊富な経験を有しております。2017年4月から連結子会社である永大小名浜(株)の経営に携わり、当社グループの事業成長に貢献してきました。2020年4月以降は、海外事業部長、品質管理部長を歴任し、2024年4月からは、ENボード(株)の代表取締役社長として事業を牽引しております。これらの豊富な経験と実績に基づく経営能力を活かして、取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

なが とも しょう いち ろう
長友 庄一郎

(1970年3月22日生)

所有する当社の株式数 …………… 16,100株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年3月 当社入社
2006年10月 当社事業本部建材事業部山口・平生事業所建材工場長
2014年4月 当社事業本部事業推進部長
2015年10月 当社事業本部事業推進部長兼山口生産管理部長
2016年4月 当社総合企画本部マーケティング部長
2019年4月 当社執行役員事業本部マーケティング部長
2021年4月 当社執行役員事業本部事業管理部長
2024年4月 当社執行役員経営管理部長
2025年6月 当社取締役執行役員経営管理部長
2026年4月 当社取締役執行役員コーポレート本部経営管理部長（現任）

取締役候補者とした理由

主に建材分野における工場運営と製品開発に携わり、製造・生産管理面における豊富な経験と実績を有しております。また、マーケティング部長、事業管理部長を歴任し、2024年4月からは経営管理部長として、経営企画やIR部門の業務を牽引しております。これらの経験を活かして、取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

ふじ い よし ひさ
藤井 義久

(1957年7月14日生)

所有する当社の株式数 …………… 0株

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 京都大学農学部助手
1994年7月 京都大学農学部助教授
1997年4月 京都大学大学院農学研究科助教授
2013年4月 国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授
2016年5月 一般社団法人住宅長期支援センター副理事長
2017年5月 公益社団法人日本木材保存協会副会長
2017年6月 一般社団法人日本木材学会理事
2018年6月 当社社外監査役
2022年6月 当社社外取締役（現任）
2023年4月 国立大学法人京都大学名誉教授（現任）
2023年5月 公益社団法人日本木材保存協会会長（現任）
2025年3月 一般財団法人建築研究協会理事（現任）
2025年4月 一般社団法人住宅長期支援センター理事長（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

長年にわたり、大学教授として木質科学と木材の有効利用について研究され、幅広い知見と深い専門知識を有しております。2018年6月から当社社外監査役として、また2022年6月からは当社社外取締役として積極的な発言等によって、取締役会の建設的な議論に大いに貢献いただいております。今後も専門的見地からの助言等を通じて、経営の監督機能の強化に尽力いただくことが期待されるため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

9

岡野 紘 司

(1978年10月13日生)

所有する当社の株式数 ……………

0 株

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年12月 弁護士登録
2009年 1 月 弁護士法人御堂筋法律事務所入所
2017年 1 月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー（現任）
2022年 6 月 日本ニューマチック工業(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）
2023年 6 月 当社社外取締役（現任）
2023年12月 NTKジャパン(株) 社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

弁護士としての豊富な経験と深い専門知識を有し、企業法務に精通しております。これらの専門的見地や幅広い経営的視点をもとに、取締役会において積極的に発言し、当社の経営の監督の役割を適切に果たしています。今後も経営の監督機能の強化に尽力いただくことが期待されるため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

10

粕井

隆

(1953年 9 月12日生)

所有する当社の株式数 ……………

10,000株

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 9 月 新和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
1982年 8 月 公認会計士登録
1985年 9 月 東邦ビジネスコンサルタント(株)設立 代表取締役社長（現任）
2015年 8 月 TONE(株) 社外取締役
2016年 8 月 TONE(株) 社外取締役（監査等委員）（現任）
2024年 6 月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

公認会計士としての幅広い見識と高度な専門知識、ならびに経営コンサルタント及び会社経営者としての豊富な経験と実績を有しております。これらを活かし、経営的視点からの積極的な発言等によって、取締役会の建設的な議論に大いに貢献いただいております。今後も経営の監督機能の強化に尽力いただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社は、学術研究助成のため、藤井義久氏が名誉教授を務める国立大学法人京都大学へ2025年度に60万円を寄付しておりますが、その規模は僅少であります。また、当社は同氏が会長を務める公益社団法人日本木材保存協会の賛助会員であります。その他各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤井義久、岡野紘司及び粕井隆の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 藤井義久、岡野紘司及び粕井隆の3氏は、現在、当社の社外取締役であり、3氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって藤井義久氏が4年、岡野紘司氏が3年、粕井隆氏が2年となります。
4. 藤井義久及び岡野紘司の2氏は、過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、それぞれの社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項に係る損害賠償責任について同法第427条第1項に基づき、法令に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結しております。藤井義久、岡野紘司及び粕井隆の3氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者による保険料負担はありません。なお、2026年12月に同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、藤井義久、岡野紘司及び粕井隆の3氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス (本総会において、各取締役候補者が選任された場合)
 取締役候補者の主な経験と専門性は、次のとおりであります。

氏名	役職	主な経験・専門性等					
		企業経営	製造技術	研究開発	営業	財務会計	法務 リスク管理
枝園 統博	代表取締役 執行役員社長	●	●		●		
石井 直樹	取締役 常務執行役員	●	●	●			
田部 忠光	取締役 常務執行役員	●	●		●		
小島 孝弘	取締役 常務執行役員	●			●		
西岡 秀晃	取締役 上席執行役員					●	●
藤本 八郎	取締役 執行役員	●	●	●			
長友 庄一郎	取締役 執行役員	●	●				
藤井 義久	社外取締役		●	●			
岡野 紘司	社外取締役	●					●
粕井 隆	社外取締役	●				●	

(注) 上記一覧表は、各人の経験などを踏まえ、より専門性を発揮できる分野を表しており、
 各人の有するすべての経験と専門性を表すものではありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役本井啓治氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

もと い けい じ

本井 啓治 (1951年1月29日生)

所有する当社の株式数 0株

- 再任
- 社外
- 独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1982年 3 月 公認会計士登録
1993年 5 月 井上斎藤英和監査法人（のちの朝日監査法人）社員
1993年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）社員
1996年 6 月 本井公認会計士・税理士事務所開業 所長（現任）
2019年10月 一般財団法人総合福祉研究会理事長（現任）
2022年 6 月 当社社外監査役（現任）
2023年 6 月 監査法人ユウワット会計社理事長（現任）

社外監査役候補者とした理由

公認会計士として財務及び会計に関する高度な知識と豊富な実務経験を有しております。これらの知識や経験を当社の監査業務に活かしていただけることが期待されるため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 本井啓治氏は、社外監査役候補者であります。
3. 本井啓治氏は、現在、当社の社外監査役であり、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項に係る損害賠償責任について同法第427条第1項に基づき、法令に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結しております。本井啓治氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。本井啓治氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者による保険料負担はありません。なお、2026年12月に同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、本井啓治氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）更新の件

当社は、2008年6月27日開催の当社第74回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について、株主の皆様のご承認をいただきました。その後、直近では2023年6月23日開催の第89回定時株主総会での承認可決により更新されております（以下、現行の買収防衛策を「現プラン」といいます。）。現プランの有効期間は、2026年6月26日開催の第92回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は現プランの満了を迎えるにあたり、その更新の是非及び内容変更の要否について検討してまいりました。かかる検討の結果、2026年5月25日の取締役会において、現プランにおける諮問機関である独立委員会による勧告を尊重し、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されているものをいい、以下「基本方針」といいます。）に基づき、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として更新すること（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決定いたしました。

つきましては、本プランへの更新につき、ご承認をお願いするものであります。またご承認いただいた場合の本プランの有効期間は2029年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。本プランへの更新につきましては、上記取締役会において取締役の全員一致で承認可決がなされているとともに、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として指摘すべき事項は認められない旨の意見を表明しております。なお、現プランから本プランへの更新に伴う実質的な変更点はありません。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものも想定されます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組について

(1) 企業価値の源泉について

当社は1946年7月に合板の製造・販売を目的として事業を開始し、現在では「住宅資材事業」、「木質ボード事業」及び「その他事業」の3事業を展開しております。当社の製品は主に一般住宅の内装部材として幅広く使用されており、快適な住まいづくりに貢献する製品の提供に努めております。

当社グループは「木を活かし、よりよい暮らしを」を基本理念とし、地球、社会、人との共生を通じて豊かで持続可能な社会の実現に貢献する企業であり続けることを目指しております。また、サステナブルな木材資源の利用や、廃木材を製品の原材料として再利用するなど、木材資源を循環させることにより、環境負荷の低減と循環型社会の形成に寄与してまいりました。

こうした取組の中で培われてきた以下の点が、当社グループにおける企業価値の源泉であると考えております。

①循環型社会に貢献できる事業活動

当社グループは、再生可能な天然資源である木の有効利用を図ることが最も重要であると認識し、「持続可能な森林の木を使う」「木を無駄なく使う」「木を循環させて使う」という3つの循環の輪に沿って事業を展開しております。さらに、製品の原材料には合法性が確認された木材を使用しております。

また、住宅資材事業の生産活動で生じる端材や廃木材をパーティクルボードの製造工程において再生利用するなど、マテリアルリサイクルを推進しております。

こうした取組を継続的に行うことによって、森林環境の保護や温室効果ガスの排出抑制といった地球環境の保全に寄与するとともに、循環型社会の形成に貢献できる事業活動を行っております。

②市場ニーズに応える製品開発力

当社グループは、長年にわたり培ってきた木質材料加工技術やステンレス加工技術を強みとしており、これらの技術を最大限に活かすことで、顧客ニーズや市場動向にマッチした製品の開発に取り組んでおります。

また、製品に関して、施工中や使用中に生じた不具合等の情報を一元管理し、その課題を製造部門と販売部門で共有することで、品質の改良や新たなニーズの発掘につなげております。

こうした製品開発力をさらに強化し、既存市場における差別化を図るとともに、成長市場における需要の掘り起こしにも積極的に取り組んでおります。

③顧客ニーズにマッチした販売体制

当社では、全国の主要都市にショールームを設置し、豊富な知識を備えた専門アドバイザーが、お客様からのご相談に対応しております。

また、見積・設計・提案・発注業務をサポートするオンラインシステム「EDnet+（イーディーネットプラス）」を導入し、お客様とのシステム連携を推進することで、より強固な関係構築を図っております。

これらの取組によって、お客様の多様なご要望に対して、きめ細やかでかつ迅速にお応えできる販売体制を整備しております。

(2) 企業価値及び株主共同の利益向上に向けた施策

今後、厳しさを増す事業環境においても、当社グループでは、これら企業価値の源泉を最大限に活用しながら、環境の変化に迅速・機敏に対応しております。さらに、中長期的な業容拡大を念頭においた中期経営計画「EIDAI Advance Plan 2026」を推進し、新たな企業価値及び株主共同の利益向上に継続して取り組んでおります。

「EIDAI Advance Plan 2026」の基本方針の要旨は以下のとおりです。

①安全についての取り組み

2023年に発生した2件の重大事故を教訓とし、二度とこのような事故を起こさぬよう、グループ一丸となって、従業員の安全意識の高揚を図るとともに、全ての従業員が安全に業務を行えるよう職場環境整備を推進してまいります。

②お取引先様及びエンドユーザー様にご満足いただける製品品質とサービスの提供

設計、製造から販売に至るまで、「お取引先様及びエンドユーザー様にご満足いただくこと」を最優先とし、お客様の声に耳を傾け、信頼される製品品質とサービスを提供してまいります。

③住宅資材事業でのシェアアップと新設住宅着工戸数に依存しない事業構造への転換

当社の主力である住宅分野においては、多様なニーズを取り入れた製品開発とライフスタイルの変化に合わせた製品の拡充に取り組み、効果的な販売促進策を通じて、これまで以上のシェアアップと売上の拡大を図ってまいります。

また、リフォームに適した省施工、短納期製品の充実を図ってまいります。さらに、海外子会社（Eidai Vietnam Co.,Ltd.）の安定した資材調達、生産、日本国内への供給を継続するとともに、ベトナム国内外での販売を拡大してまいります。これらの取り組みを実行することにより、事業構造の転換を加速し、事業領域の拡大と収益力の強化を図ってまいります。

④木質ボード事業の強化、拡大及び住宅資材事業との相乗効果の発揮

E Nボード株式会社の事業計画を必達させるとともに、月間15,000トンの安定的な生産体制を確立してまいります。また、パーティクルボードの新たな用途を開発し、住宅資材事業の製品へ積極的に採用するなど、材料から製品までを一貫して生産し、新たな用途に対応した高品質なパーティクルボードを製品ラインナップに加えて、木質ボード事業の拡大と収益向上を図ってまいります。

⑤サステナブル経営の推進

「木を活かし、よりよい暮らしを」という基本理念のもと、健全で透明性の高い経営とステークホルダーから信頼される事業活動を通じて、サステナビリティを巡る課題に積極的に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

(3) コーポレートガバナンスについて

当社は、株主の皆様やお客様を始めとするすべてのステークホルダーから信頼され、社会から必要とされる魅力のある企業であり続けるために、公正性・透明性の高い意思決定と迅速で適切な経営判断により、継続的に企業価値の向上を図ってまいります。これらを実現するためには、コーポレートガバナンスの強化・充実を経営上の重要課題として捉え、コーポレートガバナンス体制の構築に努めてまいります。

当社のガバナンス体制の概要は以下のとおりです。

①取締役会

取締役会は、事業内容に精通している社内取締役に加え、法務、会計及び木質分野の専門知識を有し、高い見識と企業経営に関する豊富な経験を備えた3名の社外取締役で構成しております。取締役会においては、重要事項についての意思決定を行うほか、当社グループの経営方針及び経営戦略について中長期的な見地から建設的な議論を行っております。

また、取締役の任期を1年とすることで、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制としております。

②監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されております。各監査役は取締役会に出席して会社の経営状況や各取締役の業務執行状況について、必要に応じて意見を述べるなど、監視・監督が十分に機能する体制となっております。

また、監査役は、会計監査人及び内部監査室と緊密に連携し監査の強化を図るとともに、社外取締役との間で監査報告等について定期的に意見交換して情報の共有化を図っております。

③人事協議会

役員候補者の指名及び役員報酬の決定に関する取締役会の諮問機関として、2015年11月に人事協議会を設置し、必要に応じて開催しております。同協議会は、委員の半数が社外取締役で構成されているため、取締役会に対して公正で透明性の高い答申が行われる仕組みとしております。

④内部監査

独立監査部門の内部監査室が、「内部監査規程」に基づき、各部門の業務活動が法令や会社の方針、規程、規則、基準等に準拠し、適正に遂行されているかを監査し、不適切な事項については改善の勧告・指導を行っております。

⑤独立役員の確保の状況

当社では、社外取締役及び社外監査役全員を独立役員に指定し、東京証券取引所に届け出ております。

⑥関係会社管理

「関係会社管理規程」を定め、当社と関係会社が相互に密接な連繋のもとに経営を円滑に遂行し、総合的に事業の発展を図れる体制をとっております。当社の役員が関係会社の役員に就任するとともに、当社の取締役が当該関係会社管理の担当役員として、当社グループ全体を統合したマネジメントを行い、関係会社に対する統制を図っております。また、子会社及び関連会社には、毎月、業務報告及び資料を提出させており、常にその経営状況を掌握しております。

⑦コンプライアンス

当社では「永大産業グループ企業行動憲章」を制定し、コンプライアンスに対する考え方や基本姿勢を社内外に宣言しています。また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、社外取締役や顧問弁護士を含めた体制のもと、具体的な実践計画などの重要事項の協議を行い、毎期の活動方針を決定しております。法務コンプライアンス室では「永大産業グループコンプライアンス・マニュアル」、「インサイダー取引防止マニュアル」等を整備し、社員への啓発・教育を継続的に推進することで、全社員による積極的なコンプライアンス活動を促進しております。さらに、「内部通報者保護規程」を制定し、法令違反行為等に関する従業員等からの相談や通報に対して適切に対応する仕組みを定めております。

⑧反社会的勢力排除

当社では反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、不当・不法な要求に屈することなく、一切の関係を遮断する取組みを実践しております。新規取引を行う前には、相手先が反社会的勢力に該当しないかの確認を行うことを不可欠の条件とするほか、取引を行う際に締結する取引基本契約書には暴力団排除条項を入れております。また、取引を行っている相手先が反社会的勢力に該当していないかを定期的に確認する仕組みを構築しております。

3. 本プラン導入の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をされるのに必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することが、引き続き必要であるとの結論に至り、現プランを更新することを決定いたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プランにおける独立委員会の委員は、別紙2に記載のとおりです。

また、2026年3月31日現在における当社大株主の状況は、当連結会計年度の事業報告49頁「会社の株式に関する事項」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組）

(1) 本プランに係る手続き

①対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定める手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²及びその共同保有者³の株式等保有割合⁴が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等⁵について、公開買付け⁶に係る株式等の株式等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等の際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁹その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日¹⁰（初日不算入）以内に、当社に提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等の

ために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹¹、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

当社取締役会及び独立委員会が、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会は、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様を開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非について諮問します。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められるため、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、別紙3に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものとします。

(ii) 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

(i)に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

⑥取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、大規模買付等の提案以降、⑥記載の当社取締役会の決議を開示するまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、2029年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収への対応方針に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を全て充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」、その他の買収への対応方針に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有しております。さらに本プランは、(株)東京証券取引所の定める買収への対応方針の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランを本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として更新いたしますが、上記 4. (3)に記載したとおり、ご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランへの更新に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として引き続き独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）のいずれかに該当する者の中から選任される委員 3 名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 4. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型又はスローハンド型対応方針ではないこと

上記 4. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない対応方針）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランへの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその更新時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の4.(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以 上

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とされる者を含みます。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

⁹ 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

¹⁰ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

¹¹ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断、対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会を構成する委員（以下、「独立委員」という。）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規程を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更

(4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

今村 祐嗣 （いまむら ゆうじ）

1947年 1 月 7 日 生まれ

- 1998年 4 月 国立大学法人京都大学木質科学研究所木質材料機能部門 教授
- 2004年 4 月 国立大学法人京都大学生存圏研究所居住圏環境共生分野 教授
- 2006年 6 月 当社社外監査役
- 2007年 5 月 公益社団法人日本木材保存協会会長
- 2008年 4 月 国立大学法人京都大学生存圏研究所副所長
- 2010年 4 月 国立大学法人京都大学名誉教授（現任）
- 2017年 6 月 一般財団法人建築研究協会 常務理事（現任）

岡野 紘司 （おかの こうじ）

1978年10月13日 生まれ

- 2008年12月 弁護士登録
- 2009年 1 月 弁護士法人御堂筋法律事務所入所
- 2017年 1 月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー（現任）
- 2022年 6 月 日本ニューマチック工業株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2023年 6 月 当社社外取締役（現任）
- 2023年12月 NTKジャパン株式会社 社外監査役（現任）

粕井 隆 （かすい たかし）

1953年9月12日 生まれ

- 1978年 9 月 新和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
- 1982年 8 月 公認会計士登録
- 1985年 9 月 東邦ビジネスコンサルタント株式会社設立 代表取締役社長（現任）
- 2015年 8 月 TONE株式会社 社外取締役
- 2016年 8 月 TONE株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2024年 6 月 当社社外取締役（現任）

上記各委員と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他 1. から 9. までは準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者¹、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者²、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者³（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

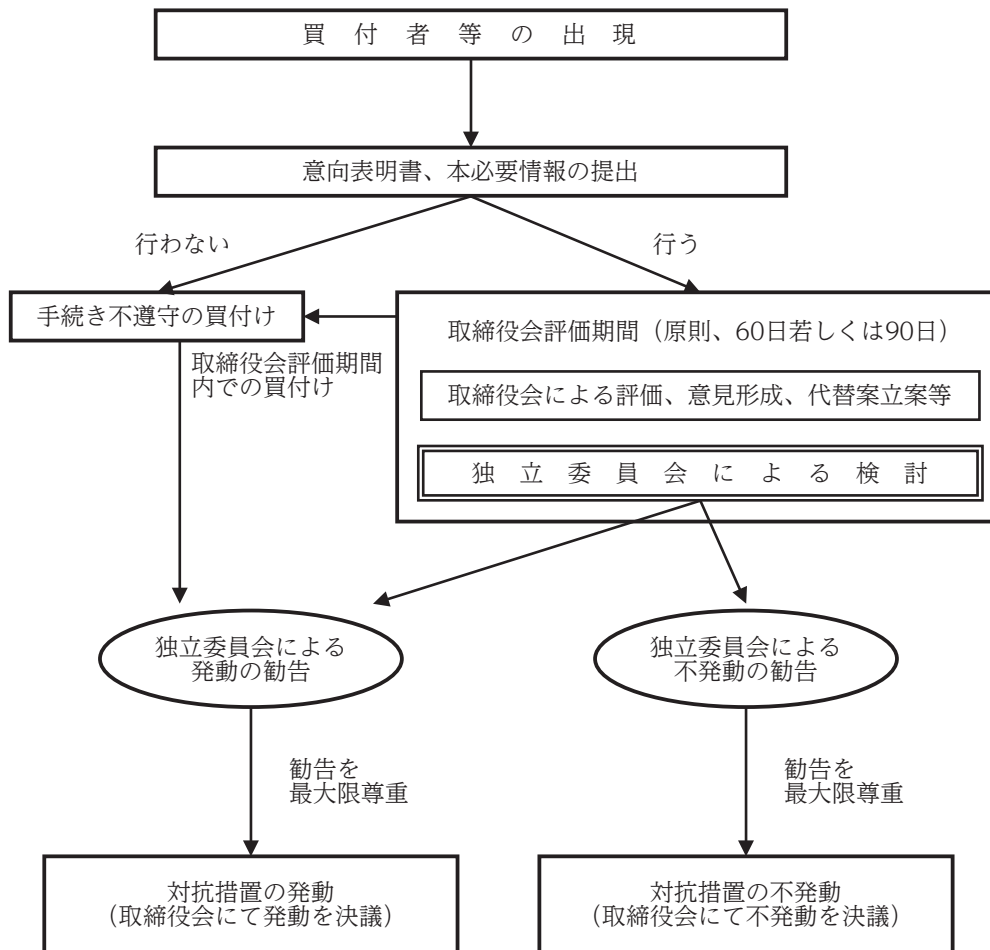
以 上

¹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

- ² 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- ³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(ご参考)

本プランの手続きに関するフロー図



※このフロー図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などを背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、継続的な物価上昇による個人消費の伸び悩みに加え、米国の関税政策を巡る動向や地政学的リスクの高まり等により、先行き不透明な状況が続きました。

住宅業界におきましては、住宅価格や住宅ローン金利の上昇による住宅取得マインドの低下に加え、2025年4月施行の建築基準法及び省エネ基準の改正に伴う建築確認審査の遅れ等の影響もあり、新設住宅着工戸数は極めて低調に推移しました。

このような状況の中、当社グループは、2027年3月期を最終年度とする中期経営計画の達成に向け、各種施策を着実に推進してまいりました。特に、販売価格の適正化及びシェアアップによる売上拡大に加え、生産性の向上や経費削減に注力し、安定的な収益の確保と事業基盤の強化を図りました。その結果、住宅資材事業では、売上高の増加に加え、利益率の改善が進むなど、堅調に推移しました。一方、木質ボード事業では、売上高は前年度を上回ったものの、子会社のE Nボード株式会社における収益改善の遅れが影響し、黒字化には至りませんでした。また、E Nボード株式会社は操業から4期連続で営業損失を計上する見込みとなり、短期的な業績改善は困難であると判断したことから、同社において減損損失5,147百万円を特別損失に計上しました。

これらの結果、当期の売上高は、73,774百万円（前年度比3.6%増）、営業利益は719百万円（前年度は営業損失293百万円）、経常利益は504百万円（前年度は経常損失398百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,846百万円（前年度は親会社株主に帰属する当期純損失29百万円）となりました。

	第91期 (2025年3月期)	第92期 (2026年3月期)	前年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	71,202	73,774	2,571	3.6%
営業利益又は営業損失 (△)	△293	719	1,013	－%
経常利益又は経常損失 (△)	△398	504	903	－%
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△29	△2,846	△2,817	－%

セグメント別の概況は次のとおりであります。

住宅資材事業

住宅資材事業におきましては、基軸ブランド「S k i s m（スキスム）」の販売拡大と、フローリングや室内階段の「銘樹」、内装材の最上位シリーズ「グランマジエスト」の拡充を図るとともに、新製品の開発に注力しました。また、リノベーション市場への本格参入に向けた取り組みを推進しております。

建材分野では、床暖房にも対応したパーティクルボード基材の「Eグリーンフロア」を発売しました。同製品は、建築廃材や間伐材を主原料とし、木質資源の循環に貢献するとともに、炭素の貯蔵庫の役割も担う環境配慮型フローリングです。また、「銘樹」や非木質意匠シートを用いた「コンカーボ」の品揃えの拡充及び販売強化施策に注力しました。

内装システム分野では、リノベーション市場の開拓に向け、既存ブランドの中からリノベーションに適した製品を厳選し、短工期案件に対応可能な体制を整えました。また、スキスムの中でも上位ブランドである「スキスムT」や「グランマジエスト」の販売を強化するとともに、異素材を組み合わせた「マテリアルミックス」をリブランディングした新ブランド「マテリアルセクション」を発売しました。

住設分野では、システムキッチン「ラフィーナ ネオ」に新たなアイテムを追加するとともに、造作風の洗面化粧台「アクアージュsai」や「アクアージュフロート」に機能的なアンダーボウルを追加するなど、製品仕様の向上を図りました。

これらの結果、高付加価値製品の拡販等の施策が奏功し、住宅資材事業の売上高は前年度に比べて増加し、収益面においても大きく貢献しました。

木質ボード事業

木質ボード事業につきましては、売上拡大に向け、新規販売先の開拓及び既存販売先におけるシェア拡大に注力した結果、売上高は前年を上回りました。また、E Nボード株式会社におきましても、生産ロス低減に向けた取組みの効果が表れ、生産性は徐々に改善しております。しかしながら、依然として安定生産に向けた課題が残っており、十分な生産効率の確保には至っておりません。

このため、木質ボード事業全体としては収益改善が遅れ、営業損失を計上する結果となりました。

その他事業

当社グループは、上記事業のほか、不動産有効活用事業、太陽光発電事業を推進しております。

不動産有効活用事業では、これまでに建設した賃貸マンションやその他の遊休不動産の賃貸で、安定した収益を確保しました。

太陽光発電事業では、山口・平生事業所と大阪事業所に設置した太陽光発電設備が安定した稼働を続けております。

セグメント別の売上高及び損益は以下のとおりであります。

<売上高^{※1}>

(単位：百万円)

	第91期 (2025年3月期)	第92期 (2026年3月期)	前年度比(%)
住 宅 資 材 事 業	60,865	62,055	2.0
木 質 ボ ー ド 事 業	10,211	11,595	13.6
そ の 他 事 業	126	124	△1.6
合 計	71,202	73,774	3.6

※1 売上高は、外部顧客への売上高であります。

<セグメント利益又は損失(△)^{※2}>

(単位：百万円)

	第91期 (2025年3月期)	第92期 (2026年3月期)	前年度比(%)
住 宅 資 材 事 業	3,919	4,341	10.8
木 質 ボ ー ド 事 業	△2,271	△1,624	—
そ の 他 事 業	74	70	△5.4
調 整 額 ^{※3}	△2,015	△2,067	—
合 計	△293	719	—

※2 セグメント利益又は損失は連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

※3 セグメント利益又は損失の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) 設備投資の状況

当社グループでは、生産能力の維持向上を図るため、生産拠点の整備や製造設備の増強を目的とした設備投資を行いました。当期における設備投資額は2,773百万円となり、その内訳は、住宅資材事業1,700百万円、木質ボード事業555百万円、その他事業3百万円及び共通部門513百万円です。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善や堅調なインバウンド需要等を背景に、緩やかな回復基調を維持するものと見込まれます。一方で、中東情勢をはじめとする地政学的リスクの高まり、原油高に起因するエネルギー価格や物流コストの上昇など、景気を下押しする要因も依然として多く、先行き不透明な状況が続くものと認識しております。

住宅業界におきましては、住宅価格や住宅ローン金利の上昇等を背景に、住宅取得マインドの低下が続いており、新設住宅着工戸数は引き続き低水準で推移するものと見込まれます。さらに、中東情勢の緊迫化により、ナフサを原材料とする各種資材の調達不安や価格上昇、工期の遅延等が懸念されるなど、依然として厳しい事業環境が続くと見ております。

こうした中、当社グループでは、お客様にご満足いただける製品品質の維持・向上に努めるとともに、資材の安定調達、製品の安定生産及び安定供給に引き続き取り組んでまいります。

住宅資材事業におきましては、リノベーション需要の取り込みや非住宅分野ならびに賃貸市場における販売強化を進めます。これにより、新築住宅依存からの脱却を図り、事業構造の転換及び事業領域の拡大を推進してまいります。また、引き続き既存販売先におけるシェアアップや新規販売先の開拓により利益の源泉となる売上高を拡大させるとともに、販売価格の適正化や販売構成の改善、製造原価の低減等を通じ、一層の収益性向上に努めてまいります。

木質ボード事業におきましては、最優先課題であるENボード株式会社の収益改善に向け、ライン停止時間の短縮や不良ロスの低減等により、安定的な生産体制の構築に取り組んでまいります。加えて、販売面では、新規販売先の開拓を進めるとともに、構造成用、化粧用、フローリング基材用などの各種パーティクルボードの提案を強化し、売上拡大に向けた施策を着実に推進してまいります。また、在庫計画の最適化にも取り組み、収益性の改善と安定的な利益の確保に努めてまいります。

当社グループは、安定した経営基盤の構築と収益力の強化を図るため、中期経営計画「EIDAI Advance Plan 2026」で定めた重点施策を着実に実行するとともに、AIの活用及びDXの推進に取り組み、グループ全体で安定的に収益を計上できる体制を構築してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

中期経営計画「EIDAI Advance Plan 2026」の要旨は以下のとおりです。

①数値目標《連結》

(単位：百万円)

	2023年3月期 (実績)	2024年3月期 (実績)	2025年3月期 (実績)	2026年3月期 (実績)	2027年3月期 (更新計画)
売上高	69,787	71,665	71,202	73,774	76,500
営業利益又は営業損失(△)	△1,143	368	△293	719	1,600
経常利益又は経常損失(△)	△1,309	321	△398	504	1,400
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△)	△1,104	3,219	△29	△2,846	2,000
EBITDA (※1)	1,473	3,830	3,380	4,382	4,976
売上高経常利益率(%)	－	0.4	－	0.7	1.8
ROE (%)	－	7.6	－	－	4.7
PBR (倍)	0.24	0.29	0.21	0.24	0.25

※1 EBITDA＝税金等調整前当期純利益に特別損益、支払利息及び減価償却費を加算した値です。

②資本政策・収益計画の基本方針

株主価値の持続的成長を目指し、事業拡大の機会を迅速、確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持するとともに、安定した配当を確保しつつ、自己株式の取得を必要に応じて検討することとしております。

また、当社グループは、中期経営計画の着実な推進によって収益力の強化を図り、ROE、PBRの向上に努めてまいります。

③重点施策

ア. 安全についての取り組み

2023年に発生した2件の重大事故を教訓とし、二度とこのような事故を起こさないよう、グループ一丸となって、従業員の安全意識の高揚を図るとともに、全ての従業員が安全に業務を行えるよう職場環境整備を推進してまいります。

イ. お取引先様及びエンドユーザー様にご満足いただける製品品質とサービスの提供

設計、製造から販売に至るまで、「お取引先様及びエンドユーザー様にご満足いただくこと」を最優先とし、お客様の声に耳を傾け、信頼される製品品質とサービスを提供してまいります。

ウ．住宅資材事業でのシェアアップと新設住宅着工戸数に依存しない事業構造への転換

当社の主力である住宅分野においては、多様なニーズを取り入れた製品開発とライフスタイルの変化に合わせた製品の拡充に取り組み、効果的な販売促進策を通じて、これまで以上のシェアアップと売上の拡大を図ってまいります。

また、リフォームに適した省施工、短納期製品の充実を図ってまいります。さらに、海外子会社（Eidai Vietnam Co.,Ltd.）の安定した資材調達、生産、日本国内への供給を継続するとともに、ベトナム国内外での販売を拡大してまいります。これらの取り組みを行うことにより、事業構造の転換を加速し、事業領域の拡大と収益力の強化を図ってまいります。

エ．木質ボード事業の強化、拡大及び住宅資材事業との相乗効果の発揮

E N ボード株式会社の事業計画を必達させるとともに、月間15,000トンの安定的な生産体制を確立してまいります。また、パーティクルボードの新たな用途を開発し、住宅資材事業の製品へ積極的に採用するなど、材料から製品までを一貫して生産できる体制を構築することにより、調達コストと製品供給の安定化に取り組み、木質ボード事業の拡大と収益向上を図ってまいります。

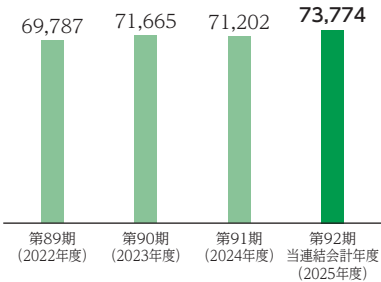
オ．サステナブル経営の推進

「木を活かし、よりよい暮らしを」という基本理念のもと、健全で透明性の高い経営とステークホルダーから信頼される事業活動を通じて、サステナビリティを巡る課題に積極的に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

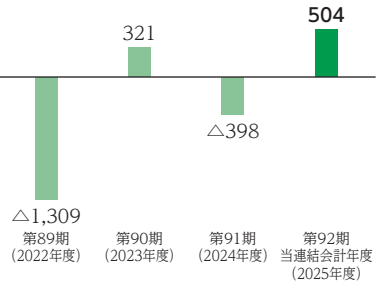
また、S B T イニシアチブ認定を受けたG H G 排出量削減目標の達成に向けて、グループ全体で省エネ活動と生産性の向上の推進、再生可能エネルギーへの切り替え、物流の効率化、サプライチェーンの協働、省エネ機器の積極的な採用などを推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

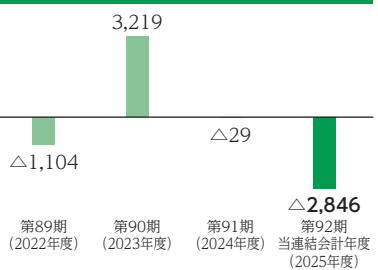
売上高 (単位：百万円)



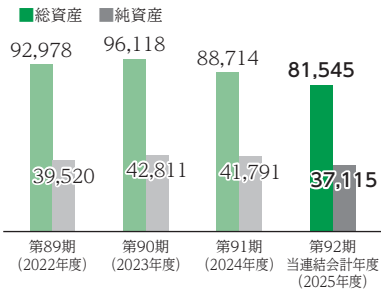
経常利益又は経常損失 (△) (単位：百万円)



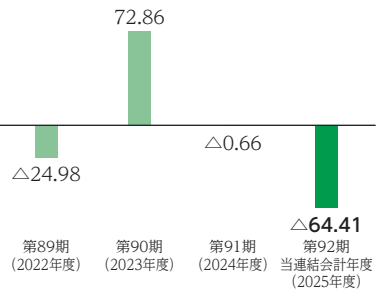
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (単位：百万円)



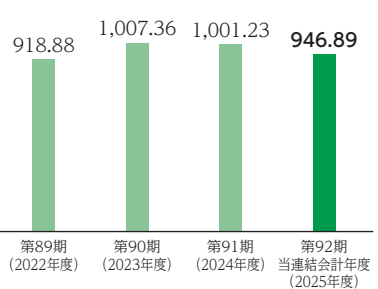
総資産 / 純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第 89 期 (2022年度)	第 90 期 (2023年度)	第 91 期 (2024年度)	第 92 期 (当連結会計年度) (2025年度)
売上高	(百万円)	69,787	71,665	71,202	73,774
経常利益又は 経常損失 (△)	(百万円)	△1,309	321	△398	504
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△)	(百万円)	△1,104	3,219	△29	△2,846
1株当たり当期純利益又は 当期純損失 (△)	(円)	△24.98	72.86	△0.66	△64.41
総資産	(百万円)	92,978	96,118	88,714	81,545
純資産	(百万円)	39,520	42,811	41,791	37,115
1株当たり純資産	(円)	918.88	1,007.36	1,001.23	946.89

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
永大小名浜株式会社	337百万円	100.0%	素材パーティクルボード、化粧パーティクルボード、内装システム製品の製造・販売
E Nボード株式会社	100百万円	65.0%	素材パーティクルボードの製造・加工・販売
Eidai Vietnam Co.,Ltd.	11百万米ドル	100.0%	フローリングの製造
関東住設産業株式会社	20百万円	100.0%	システムキッチン・洗面化粧台などの開発・製造・販売

③ 当事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ その他重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
エヌ・アンド・イー株式会社	450百万円	30.0%	MDF（中質繊維板）の製造・販売

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業名	主な製品	
住宅資材事業	建材分野	フローリング、階段セット、壁材
	内装システム分野	室内ドア、造作材、クロゼット、シューズボックス、その他内装部材
	住設分野	システムキッチン、洗面化粧台、システムバス
木質ボード事業	パーティクルボード分野	素材パーティクルボード、化粧パーティクルボード
その他事業	不動産有効活用事業（所有不動産の有効活用） 太陽光発電事業	

(8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

名 称		所 在 地
本 社 営 業 所	東 北 営 業 部 仙 台 営 業 所	大 阪 市 住 之 江 区
	首 都 圏 営 業 部 東 京 西 営 業 所	仙 台 市 若 林 区
	関 東 営 業 部 埼 玉 営 業 所	東 京 都 立 川 市
	中 部 営 業 部 名 古 屋 営 業 所	さ い た ま 市 北 区
	大 阪 営 業 部 大 阪 営 業 所	名 古 屋 市 中 川 区
	中 四 国 営 業 部 広 島 営 業 所	大 阪 市 住 之 江 区
	九 州 営 業 部 福 岡 営 業 所	広 島 市 西 区
	東 京 特 販 営 業 部	福 岡 市 博 多 区
	大 阪 特 販 営 業 部	東 京 都 新 宿 区
工 場	山 口 ・ 平 生 事 業 所	大 阪 市 北 区
	敦 賀 事 業 所	山 口 県 熊 毛 郡 平 生 町
	大 阪 事 業 所	福 井 県 敦 賀 市
		大 阪 府 堺 市

② 子会社

名 称	所 在 地
永 大 小 名 浜 株 式 会 社	福 島 県 い わ き 市
E N ボ ー ド 株 式 会 社	静 岡 県 駿 東 郡 小 山 町
関 東 住 設 産 業 株 式 会 社	群 馬 県 前 橋 市
E i d a i V i e t n a m C o . , L t d .	ベ ト ナ ム 国 ニ ン ビ ン 省

(9) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,454 (594) 名	△22 (△49) 名

(注) 使用人数は就業者数（当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外から当社グループへの出向者は含む）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）は当連結会計年度の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
964 (373) 名	14 (△33) 名	43.70歳	19.27年

(注) 使用人数は就業者数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）は当事業年度の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
シンジケートローン	11,201百万円
日本ノボパン工業株式会社	3,535百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,018百万円
株式会社紀陽銀行	2,013百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,000百万円
合 計	20,767百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社りそな銀行を幹事とする計10行からの協調融資によるものです。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社であるE Nボード株式会社に係る固定資産の減損損失の計上に伴い、一部の金融機関と締結している借入契約等に規定する財務制限条項（同社の各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額と当社及び日本ノボパン工業株式会社からの借入金の合計金額を0円以上に維持すること）に抵触しております。

当社グループとしては、建築廃材を主原料とするパーティクルボードの普及を通じたサーキュラーエコノミーの推進を目的に、木質ボード事業を中長期的な成長領域の一つと位置付けており、同事業の中核工場であるE Nボード株式会社においては、引き続き国内のパーティクルボード需要に対する安定供給の役割を担うとともに、生産性向上やコストの最適化に取り組み、収益改善を図ってまいります。

また、当社は、従前から取引金融機関との継続的な取引関係を構築しており、期限の利益喪失に係る権利行使を行わない旨の同意を得ております。従って、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数

160,000,000株
- (2) 発行済株式の総数

46,783,800株
- (3) 株主数

8,195名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
永大産業取引先持株会	4,171 千株	9.44 %
住友林業株式会社	2,306	5.22
大日本印刷株式会社	2,237	5.06
永大産業従業員持株会	2,166	4.90
株式会社りそな銀行	1,640	3.71
トーヨーマテリア株式会社	1,550	3.51
ナイス株式会社	1,460	3.30
双日建材株式会社	1,349	3.05
JKホールディングス株式会社	1,100	2.49
アイカ工業株式会社	1,028	2.33

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,588,418株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地	位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	
	代表取締役執行役員社長	枝 園 統 博		
	取締役常務執行役員	石 井 直 樹	事業本部長、E Nボード(株)担当 Eidai Vietnam Co.,Ltd.担当	
	取締役常務執行役員	田 部 忠 光	永大小名浜(株)代表取締役社長 関東住設産業(株)担当	
	取締役上席執行役員	小 島 孝 弘	営業本部長	
	取締役執行役員	藤 本 八 郎	ENボード(株)代表取締役社長	
	取締役執行役員	西 岡 秀 晃	総務部長、人事部・経理部担当	
	取締役執行役員	長 友 庄 一 郎	経営管理部長、情報物流統括部担当	
取	締	役	藤 井 義 久	国立大学法人京都大学名誉教授 公益社団法人日本木材保存協会会長
取	締	役	岡 野 紘 司	弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー 日本ニューマチック工業(株) 社外取締役(監査等委員) NTKジャパン(株) 社外監査役
取	締	役	粕 井 隆	東邦ビジネスコンサルタント(株) 代表取締役社長 TONE(株) 社外取締役 (監査等委員)
常	勤	監 査 役	村 上 貴 基	
常	勤	監 査 役	永 田 千 麻 紀	
監	査	役	本 井 啓 治	本井公認会計士・税理士事務所所長 監査法人ユウワット会計社理事長
監	査	役	竹 田 千 穂	弁護士法人三宅法律事務所パートナー (株)ニチダイ 社外取締役 (監査等委員) 京阪神ビルディング(株) 社外取締役 ダイハツインフィニアース(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役藤井義久、取締役岡野紘司及び取締役粕井隆の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役本井啓治及び監査役竹田千穂の両氏は、社外監査役であります。
3. 石橋秀行氏、野澤信也氏、雑賀裕子氏は、2025年6月26日開催の第91回定時株主総会
終結の時をもって監査役を任期満了により退任しました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

4. 監査役本井啓治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役藤井義久、取締役岡野紘司、取締役柏井隆、監査役本井啓治及び監査役竹田千穂の5氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該決議に際しては、社外取締役が半数を占める人事協議会へ諮問し答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、人事協議会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

- ・ 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
- ・ 業務執行取締役の報酬は、①固定報酬としての基本報酬、②業績連動報酬、③中長期インセンティブとしての株式取得型報酬により構成する。
- ・ 社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

- ・ 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 業績連動報酬ならびに株式取得型報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針

- ・ 業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。
- ・ 目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設計し、適宜、環境の変化に応じて人事協議会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。
- ・ 株式取得型報酬は、毎月役員持株会に拠出して自社株式を取得することに限定した現金報酬とし、取得した株式は在任期間中、継続して保有することとする。

- 二. 基本報酬の額、業績連動報酬の額、株式取得型報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
- ・業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬（構成比83%）、業績連動報酬（構成比10%）、株式取得型報酬（構成比7%）を目安とし、人事協議会において検討を行う。
 - ・取締役会は人事協議会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。
- ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
- ・個人別の報酬額については、当社の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役が適しているとの理由から、取締役会決議に基づき代表取締役社長枝園統博がその具体的内容について委任を受けるものとする。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び株式取得型報酬の額ならびに各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。
 - ・取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、人事協議会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容にしたがって決定しなければならないこととする。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数
		基本報酬	株式取得型報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	164 (14)	152 (14)	11 (－)	0 (－)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	31 (7)	31 (7)	－	－	7 (3)
合計 (うち社外役員)	195 (21)	184 (21)	11 (－)	0 (－)	17 (6)

(注) 取締役及び監査役の報酬の限度額は、2007年6月28日開催の第73回定時株主総会において、取締役については「年額3億6,000万円以内」、監査役については「年額6,000万円以内」と決議いただいております。当時の員数は取締役11名（現在10名）、監査役4名（現在4名）でした。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	藤井義久	国立大学法人京都大学名誉教授 公益社団法人日本木材保存協会会長	学術研究助成のため、国立大学法人京都大学へ60万円を寄付しておりますが、その規模は僅少であります。 また、当社は公益社団法人日本木材保存協会の賛助会員であります。
	岡野紘司	弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー 日本ニューマチック工業(株) 社外取締役（監査等委員） NTKジャパン(株) 社外監査役	記載すべき関係はありません。
	粕井 隆	東邦ビジネスコンサルタント(株) 代表取締役社長 TONE(株) 社外取締役（監査等委員）	記載すべき関係はありません。
監査役	本井啓治	本井公認会計士・税理士事務所所長 監査法人ユウワット会計社理事長	記載すべき関係はありません。
	竹田千穂	弁護士法人三宅法律事務所パートナー (株)ニチダイ 社外取締役（監査等委員） 京阪神ビルディング(株) 社外取締役 ダイハツインフィニアース(株) 社外取締役	弁護士法人三宅法律事務所との間で顧問契約を締結しております。

②当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

氏名	取締役会 出席状況	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
藤井義久	18回中18回 (100%)	主に木質科学の専門的見地から取締役会の議案審議において必要な発言を適宜行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。
岡野紘司	18回中18回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地から、積極的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。
粕井 隆	18回中18回 (100%)	主に公認会計士としての豊富な専門的知識と経営コンサルタント及び会社経営者としての経験を基に、積極的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。

・社外監査役

氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
本井啓治	18回中18回 (100%)	14回中14回 (100%)	主に公認会計士としての専門的見地から取締役会の議案審議や監査役会における監査内容等の適法性確保に資する発言を適宜行っております。
竹田千穂	14回中14回 (100%)	10回中10回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地から取締役会の議案審議や監査役会における監査内容等の適法性確保に資する発言を適宜行っております。

(注) 監査役竹田千穂氏は、2025年6月26日開催の第91回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外役員と異なります。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項及び当社定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約は、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や、被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積り等の算出根拠等が、適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. Eidai Vietnam Co.,Ltd.は、当社の会計監査人と同じKPMGのメンバーファームの監査を受けております。
4. ENボード株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
- 監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることに重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、2008年6月27日開催の当社第74回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について、株主の皆様のご承認をいただきました。

その後、直近では、2023年6月23日開催の第89回定時株主総会での承認可決により更新されております（以下、現行の買収防衛策を「現プラン」といいます。）。現プランの有効期間は、2026年6月26日開催の第92回当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了することから、2026年5月25日の取締役会において、本定時株主総会における株主様のご承認を条件に現プランを更新することを決定しました。

なお、詳細につきましては、本定時株主総会招集ご通知における株主総会参考書類第4号議案（15頁から38頁まで）、または当社ホームページに掲載の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の更新について」をご覧ください。

（参考URL <https://www.eidai.com/profile/data/202605251600.pdf>）

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものも想定されます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための具体的取組

①当社グループの財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組

当社グループは、当社グループの企業価値ひいては株主価値の向上のために次のような取組を行っております。当社グループは、住宅用建材の素材から製品に至るまでの幅広い事業を展開し、快適な住環境作りに貢献できる製品を提供しています。また、経営の基本理念に「木を活かし、よりよい暮らしを」を掲げ、地球、社会、人との共生を通じて、豊かで持続

可能な社会の実現に貢献する企業であり続けることを目指しております。

当社グループの得意とする木質材料加工技術、ステンレス加工技術を最大限に活かしながら、顧客ニーズや市場動向にマッチした製品の開発に取り組んでおります。

また、当社グループは、コーポレートガバナンスの強化・充実が経営の基本的課題であると認識し、公正性・透明性の高い意思決定と迅速で適切な経営判断により、継続的な企業価値の向上に取り組んでおります。

- ②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

現プランは、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をされるのに必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保すること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために、当該大規模買付行為を行おうとする者と交渉を行うこと等を可能とするものです。

現プランにおいては、以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- (i) 当社が発行者である株式等について、保有者及びその共同保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- (3) 上記の取組に対する当社取締役会の判断及びその理由

- ①企業価値向上のための取組は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保、向上させるための具体的方策として策定されております。

- ②現プランは、下記の点において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

ロ. 当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

ハ. 株主意思を重視するものであること

ニ. 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視と情報開示

ホ. 合理的な客観的発動要件の設定

ヘ. デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	44,142	流 動 負 債	20,187
現 金 及 び 預 金	5,623	買 掛 金	6,718
受 取 手 形	24	電 子 記 録 債 務	542
電 子 記 録 債 権	10,255	短 期 借 入 金	175
売 掛 金	10,161	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,816
製 品	5,885	リ ー ス 債 務	379
仕 掛 品	3,330	未 払 金	7,577
材 料 及 び 貯 蔵 品	6,167	未 払 費 用	642
未 収 入 金	1,625	未 払 法 人 税 等	431
そ の 他	1,071	未 払 消 費 税 等	368
貸 倒 引 当 金	△2	賞 与 引 当 金	573
		そ の 他	962
固 定 資 産	37,403	固 定 負 債	24,243
有 形 固 定 資 産	28,541	長 期 借 入 金	18,775
建 物 及 び 構 築 物	10,783	繰 延 税 金 負 債	653
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	8,574	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,383
土 地	6,975	環 境 対 策 引 当 金	9
リ ー ス 資 産	1,228	リ ー ス 債 務	2,326
建 設 仮 勘 定	340	長 期 預 り 保 証 金	94
そ の 他	639		
無 形 固 定 資 産	943	負 債 合 計	44,430
投 資 そ の 他 の 資 産	7,918	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	6,949	株 主 資 本	37,950
出 資	7	資 本 金	3,285
長 期 前 払 費 用	252	資 本 剰 余 金	1,370
繰 延 税 金 資 産	175	利 益 剰 余 金	34,116
そ の 他	540	自 己 株 式	△820
貸 倒 引 当 金	△7	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,897
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,139
		為 替 換 算 調 整 勘 定	177
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	259
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	321
		非 支 配 株 主 持 分	△4,732
		純 資 産 合 計	37,115
資 産 合 計	81,545	負 債 純 資 産 合 計	81,545

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

招集ご通知

株主總會參考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監查報告

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	35,241	流 動 負 債	16,490
現金及び預金	2,783	買掛金	6,750
受取手形	24	電子記録債権	137
電子記録債権	9,596	未払金	6,884
売掛金	9,216	未払費用	431
製品	5,310	未払法人税等	380
仕掛品	2,462	未払消費税等	274
原材料及び貯蔵品	3,906	前払費用	44
前払費用	134	前受金	143
未収入金	1,745	賞与引当金	494
関係会社短期貸付金	975	その他	949
その引当金	63		
関係会社貸倒引当金	△2		
	△975		
固 定 資 産	20,620	固 定 負 債	4,936
有 形 固 定 資 産	10,567	退職給付引当金	2,364
建物	4,383	債務保証損失引当金	2,225
構築物	388	長期預り保証金	74
機械及び装置	1,513	繰延税金負債	271
車両運搬具	21	その他	1
工具、器具及び備品	533		
土地	3,502		
リース資産	1		
建設仮勘定	222		
無 形 固 定 資 産	852	負 債 合 計	21,427
借地権	15	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	835	株 主 資 本	31,294
その他	1	資本	3,285
投 資 其 他 の 資 産	9,199	資本剰余金	1,357
投資有価証券	5,962	資本準備金	1,357
関係会社株	1,065	利益剰余金	27,472
出資	7	利益準備金	256
関係会社出資金	873	その他利益剰余金	27,215
関係会社長期貸付金	6,325	別途積立金	31,400
従業員に対する長期貸付金	13	繰越利益剰余金	△4,184
長期前払費用	41	自 己 株 式	△820
その他	508	評価・換算差額等	3,139
貸倒引当金	△7	その他有価証券評価差額金	3,139
関係会社貸倒引当金	△5,590		
資 産 合 計	55,861	純 資 産 合 計	34,433
		負債純資産合計	55,861

損 益 計 算 書

(自 2025年 4 月 1 日)
(至 2026年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
売上	上	原	高								66,757
売	上	総	価							51,036	
販	費	一	利							14,089	15,720
営	業	般	益								1,631
	業	管	収							88	
	外	理	取							3	
	取	費	利							170	
	取	収	当							8	
	入	賃	貸							4	
	替	配	割							0	
	収	差	入							65	342
営	業	外	費							0	
	外	払	利							152	152
	常	損	利								1,821
特	別	利	益							0	0
特	別	産	却								
	損	損	失							24	
	資	産	除							5	
	定	撤	却							7	
	資	去	費							2,225	
	保	引	金							1,998	4,260
	証	倒	当								
	損	引	金								
	社	引	金								
	会	貸	金								
	関	倒	金								
税	引	前	当								2,438
法	人	税	住							451	
法	人	税	民							51	503
当	期	等	調								2,941
	期	純	損								

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

永大産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 久 木
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 弓 削 亜 紀
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、永大産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、永大産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

永大産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 久 木
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 弓 削 亜 紀
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、永大産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、各事業所及び各営業部において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

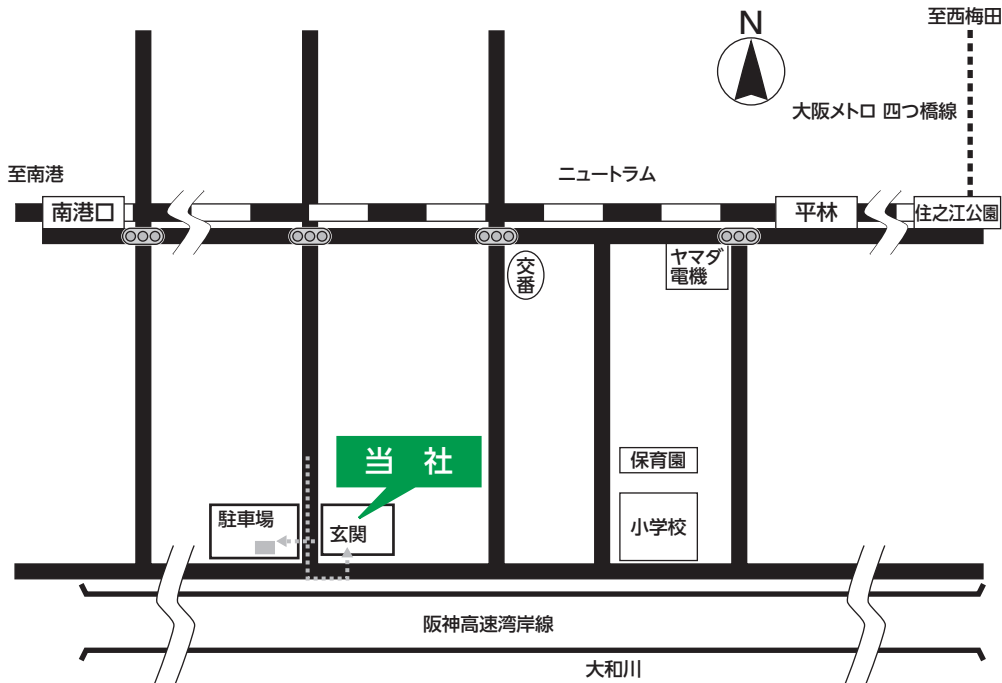
永大産業株式会社 監査役会

常勤監査役	村	上	貴	基	㊟	
常勤監査役	永	田	千	麻	紀	㊟
社外監査役	本	井	啓	治	㊟	
社外監査役	竹	田	千	穂	㊟	

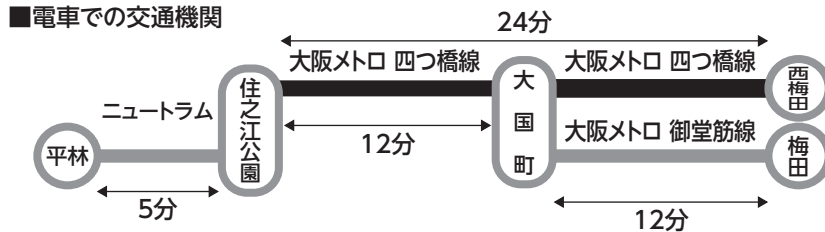
以 上

株主総会会場ご案内図

場所 大阪市住之江区平林南二丁目10番60号 当社本社ビル



■電車での交通機関



平林駅より徒歩15分